

尾張旭市業務継続計画

〔大規模災害編〕

令和4年12月

尾張旭市

目 次

1 業務継続計画の基本的な考え方	1
(1) 業務継続計画の目的	1
(2) 業務継続計画の効果	1
(3) 地域防災計画と業務継続計画との関係	2
(4) 業務継続計画の基本方針	2
2 前提とする被害想定	3
3 業務継続計画	5
(1) 発動基準	5
(2) 職員の参集体制	5
(3) 職員の弾力的な配備	5
(4) 職員の参集可否及び安否確認	5
(5) 職員の参集予測	5
(6) 市長不在時の職務代行の順位	6
(7) 市役所庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	6
(8) 電気、水、食料等の確保	7
(9) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	8
(10) 重要な行政データのバックアップ	8
(11) 非常時優先業務の整理	8
4 業務継続計画の継続的な改善	10
(1) 業務継続計画の教育、訓練	10
(2) 業務継続計画の見直し、更新	10
(3) 業務手順書、マニュアル等の充実	10
(4) 指定管理者等への周知と連携	10

1 業務継続計画の基本的な考え方

(1) 業務継続計画の目的

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害等が発生した場合でも、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

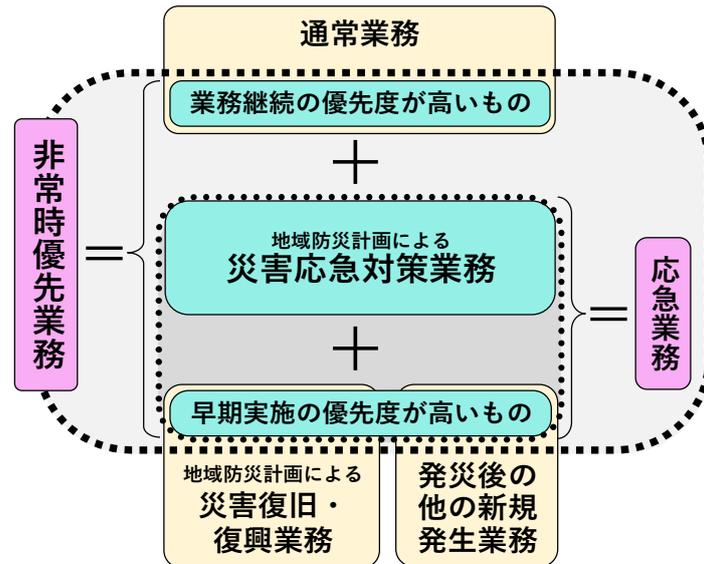


図1 非常時優先業務のイメージ

(2) 業務継続計画の効果

災害発生時には、被害状況の確認など、発災直後から非常に短い時間の中に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならないが、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、「行政も被災する深刻な事態」も考慮した業務の執行体制や対応が明確となり、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。また、自らも被災者である職員の睡眠、休憩、帰宅などの安全衛生面への配慮の向上も期待できる。

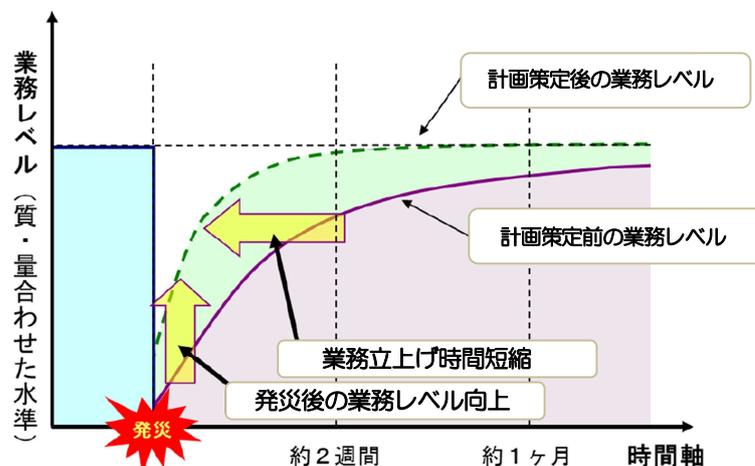


図2 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

(3) 地域防災計画と業務継続計画との関係

「地域防災計画」は災害対策基本法の規定に基づき、尾張旭市防災会議が策定する計画であり、市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県及び公共的帰還、関係機関並びに市民が、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、連携して実施すべき事務や業務について定めた総合的な計画である。

一方、「業務継続計画」は市役所や職員が被災したことを前提としており、利用できる資源（庁舎、職員、資機材など）が限られ、行政機能が低下した状況下においても市が行うべき業務を継続して実行するために定める計画である。

	地域防災計画	業務継続計画
作成・実施主体	尾張旭市防災会議が作成し、市が実施する計画。	市が作成し、自らが実施する計画。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はない。	行政の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

(4) 業務継続計画の基本方針

大規模な災害が発生し、市役所の機能が低下する場合であっても、次の方針に基づいて非常時優先業務を継続して実施することで業務継続を図るものとする。

<業務継続計画基本方針>

- 大規模災害から市民の生命・生活・財産を守ることを最大の目的とする。
- 市内の社会経済活動機能の維持、早期復旧に努める。
- 業務継続に必要な態勢をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

2 前提とする被害想定

本市で想定される大規模災害としては、主に地震災害や風水害が考えられるが、風水害については、気象情報等から災害発生を予測し、事前の職員の参集や避難誘導などの対策を行うことで、被害の軽減を一定程度図れることから、本計画においては、以下のとおり、市内全域に大きな影響を及ぼす地震災害による被害想定を前提とする。

<地震及び被害の想定>

項目		南海トラフ地震 (過去最大)		
地震の規模		M8.7		
震源の位置		紀伊半島沖		
本市の震度		震度5強～6弱		
人的被害	死者	17人		
	負傷者	426人		
建物被害	全壊	418棟		
	半壊	1,052棟		
最大避難者数(概算)		8,262人		
避難所への避難者		4,131人		
ライフライン 支障率	上水道	被害箇所数		197件
		被害率		0.51件/km
		断水率	直後	88%
			1日後	60%
			7日後	37%
	1ヶ月後		0%	
	下水道	被害延長		4.3km
		被害率		1.8%
	電力機能	停電軒数		約36,000軒
	通信機能	固定電話普通回線数		約9,300回線
		携帯電話停波基地局数		80%
	ガス機能	都市ガス復旧対象戸数		わずか
LPガス機能支障世帯数		約100世帯		

※ 尾張旭市地震被害想定業務委託(平成27年3月)において算出した被害想定

3 業務継続計画

(1) 発動基準

- ア 地震 本市で震度6以上の地震を観測・・・自動発動
 〃 震度5強以下 〃 ……被害状況に応じ、災害対策本部長が宣言
 イ 風水害 第3非常配備体制が発令・・・被害状況に応じ、災害対策本部長が宣言
 ウ その他 災害対策本部長が認めた場合に、災害対策本部長が宣言
 ※ 解除は通常業務の再開をもって、災害対策本部長が解除を宣言する。

(2) 職員の参集体制

職員は閉庁時又は勤務時間外等において、本市非常配備体制に定める非常配備基準に該当する大規模災害が発生し参集の必要が生じた場合は直ちに参集する。

ただし、自身及び家族が、負傷し治療が必要な場合等、すぐに参集が困難な場合は、所属する班に報告の上、参集を阻害する要因がなくなり次第参集する。

(3) 職員の弾力的な配備

非常配備体制の班ごとに定められた非常時優先業務（応急業務）は、被災規模や状況によって、その規模や必要人員等も変化するため、職員の人員配置については個々の非常時優先業務を見極めたうえで、弾力的に行わなければならない。

なお、人員に不足が生じる場合は、非常配備体制各部内での職員調整を行うものとし、必要に応じて全庁横断的に調整を行う。また、災害対応業務は長時間に渡り、継続的な実施が必要となることが想定されるため、特定の職員への過度な負担が生じないように、交代制の仕組みを確立しておくなど、後方支援体制にも留意すること。

(4) 職員の参集可否及び安否確認

非常時優先業務の迅速な実施には、参集可能な人員の把握と安否確認が不可欠であるため、職員参集メールによる確認の他、非常配備体制各班で定める連絡網図により、速やかに参集可能な職員を把握すること。

なお、勤務時間内に発災した場合は、各所属において速やかに把握するとともに、職員が安心して職務に専念できるよう、家族の安否確認を行う時間を設けるよう配慮すること。

(5) 職員の参集予測

ア 参集の想定条件

時間	参集手段	参集率の想定	
発災～1日以内	徒歩 (時速3km)	50%参集	参集できない職員について、次によるものと想定 ・本人又は家族の被災 ・救出・救助活動 ・その他
3日以内		70%参集	
1週間以内	交通機関等を使用	70%参集	
1ヶ月以内		90%参集	

※ 職員の参集率が最も低いと考えられる休日夜間で想定。

※ 地震発生から3日間は徒歩のみによる参集を想定。

※ 障害物等を考慮し、通常の歩行速度（時速約4km）より遅い時速3kmを想定。

※ 職員の参集率は、阪神・淡路大震災発生時の兵庫県及び兵庫県内市町村における参集率を参考。

兵庫県、神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市の地震発生当日の参集率の平均は約48%、発災から4日目までの平均は約76%。

（出展：消防科学総合センター「地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編」）

イ 予測結果（令和4年8月時点）

前述の参集の想定条件を基に、職員の居住地から市役所までの距離による、参集の予測は次のとおりとなった。

非常配備職員641人

時間	想定参集人数	全体における参集率
1時間以内	152人	24%
3時間以内	290人	45%
12時間以内	319人	50%
24時間以内	321人	50%
3日以内	449人	70%
1週間以内	449人	70%
1ヶ月以内	579人	90%

(6) 市長不在時の職務代行の順位

市長が不在の場合の職務の代行順位を次のとおり定める。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務部長

(7) 市役所庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

本市は災害対策本部を市役所南庁舎3階（講堂）に設置することとしているが、建物の損壊などにより、市役所庁舎が使用不能となった場合、次頁の代替庁舎検討リストを基に代替庁舎として使用する施設を特定する。

なお、市の公共施設から特定できない場合は、県や民間施設の利用について別途検討する。

代替庁舎検討リスト

施設名	建築年 耐震対応	災害危険度			付帯設備・事務機器等							
		液状化	洪水	その他	非常用 発電機 (燃料) ※	通信機器 (NTT回線電 話機以外)	情報システム		水・食料、トイレ等		事務用 機器 備品	その他
							愛知県 高度情 報通信 ネットワ-ク システム	LGWAN 回線	水・ 食料	トイレ 等		
消防本部 [RC造]	S47 ○	—	—	—	有 (軽油198L) 約33h	防災行政無線 (移動系) 消防無線 衛星携帯電話	○	○	—	○	○	
保健福祉センター [S造]	H13 ○	低	—	雑池 濁池 平池	有 (軽油950L) 約50h	防災行政無線 (移動系) 特設公衆電話	—	○	—	○	○	福祉避難所
中央公民館 [RC造]	S59 ○	—	0.5m 未満	—	—	特設公衆電話	—	○	—	○	○	有症状者等 専用避難所
スクワッドあさひ (ギャラリー棟) [RC造]	H4 ○	—	—	—	有 (軽油95L) 約2.5h	—	—	—	—	○	○	指定管理者 制度
渋川福祉センター [SRC造]	H9 ○	—	1.0m 未満	—	有 (軽油95L) 約2.5h	—	—	○	—	○	○	指定管理者 制度 守山警察署 代替施設

※ 非常用発電機の稼働時間は、燃料が満タンの場合における稼働時間の目安であり、負荷状況等によって稼働時間は前後する。

(8) 電気、水、食料等の確保

ア 非常用発電機

停電に備えた、市役所庁舎における非常用発電設備等

庁舎非常用 発電機	設置年	平成 8 年	
	設置場所	設備棟 1 階（庁舎北別棟）	
	容量	2 5 0 kVA	
	タンク容量	1, 9 5 0 L	
	燃料	特 A 重油	
	運転可能時間	1 5 時間（満タン時）	
	連続運転可能時間	1 0 0 時間（要給油）	
	キュービクル位置	設備棟 2 階	
	作動	自動（停電から 1 分以内）	
	電力供給先	庁舎全フロアに非常用電源が供給されるコンセント及び非常用照明を設置。停電が発生した場合でも非常用照明によって庁舎内が完全に暗転することはない。	
太陽光発電 （※屋根貸）	設置年	平成 2 8 年	
	合計出力	5 8. 4 8 kw	
	使用面積	3 5 5 m ²	
	電力供給	太陽光発電電力が供給される南庁舎 1 階ロビーのコンセント（9 か所）の使用可。 ※「公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業に関する協定」（平成 27 年締結）にて西濃建設株名古屋支店が設置。	
自己発電型 空調機	設置年	令和元年	
	設置場所	室内機	市役所南庁舎 3 階講堂（災害対策本部）
		LP ガスバル	北庁舎北側屋外
	ガスバル容量	4 9 8 kg	
	燃料	L P ガス	
	運転可能時間	約 1 6 0 時間（満タン時）	
	操作盤設置場所	南庁舎 3 階講堂（災害対策本部）	
	作動	切替操作にて稼働	
電力供給	市役所南庁舎 3 階講堂（災害対策本部）の空調機の稼働と、コンセント（2 か所）で電力供給（9 0 0 W 程度）が可能。		
リチウムイオン バッテリー （可搬型蓄電池）	設置年	令和 3 年	
	設置場所	危機管理課事務室内	
	電池容量	5, 6 5 6 Wh	
	充電	AC 1 0 0 V コンセント又は専用ソーラーパネル	
	AC 定格出力	3, 0 0 0 W	
	出力端子	AC 1 0 0 V、DC 4 8 V、DC 1 2 V	
	重量	4 3 kg	
	電力供給	内蔵バッテリーに充電した電気を、電気製品等に供給可	

イ 職員用の備蓄物資（水、食糧等）

業務を遂行する職員のための水、食糧等の必要量の検討

品目	1人当たりの必要量	必要量	
		3日分	1週間分
水	3L/日	5,769L	13,461L
食糧	3食/日	5,769食	13,461食
毛布	2枚（交換なし）	1,282枚	1,282枚
簡易・携帯トイレ	5回/日	9,615回	22,435回
トイレトペーパー	0.18巻/日	347巻	808巻

(9) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

断線、輻輳等により電話回線が使用不能な場合においても、使用可能な通信手段の確保

防災行政無線（固定系）	親局（市役所北庁舎2階 防災通信室）	1局
	遠隔局（消防本部2階 多目的室）	1局
	屋外子局	59局
防災行政無線（移動系）	基地局（市役所）	1局
	遠隔制御器（土木管理課ほか） ※災害対策本部（講堂2）に遠隔制御器接続用のコネクタあり	5局
	車載型	16局
	携帯型 （内、西部浄化センター・保健福祉センター・守山警察署・医師会各1局、消防本部2局）	42局
簡易デジタルトランシーバー	基地局 ※災害対策本部（講堂1）に基地局接続用のコネクタあり	3局
	携帯局	19局
衛星携帯電話	イリジウム	4台
特設公衆電話	指定避難所、地域避難所及び福祉避難所	23回線

(10) 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保。詳細は「尾張旭市 ICT 部門の業務継続計画（初動版）＜＜様式1-2＞＞」参照。

(11) 非常時優先業務の整理

非常時に優先して実施すべき業務を整理し、各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

ア 非常時優先業務の対象範囲

- ・ 応急業務
各種災害応急対策業務の他、災害による被害拡大の防災や応急復旧のために必要と認められる業務。
- ・ 通常業務
平常時に各課等が行っている業務継続の優先度が高い通常業務。

イ 非常時優先業務の選定基準

非常時優先業務	目標着手時間	選定基準
対象	発災～1日以内	・市民の生命・身体を守るための初動体制の確立、市役所機能の維持・復旧、避難所開設・運営に係る業務
	3日以内	・遅くとも、3日以内に業務を着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講じるべき業務
	1週間以内	・被災者の通常生活復帰に係る業務 ・非常時優先業務以外で優先度が比較的高い通常業務
	1ヶ月以内	・業務開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務 ・発災後、1週間を超え実施しなくても、市民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務
対象外	1ヶ月以降	・発災後、1ヶ月を超え実施しなくても、市民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務

ウ 非常時優先業務表
別添のとおり

4 業務継続計画の継続的な改善

(1) 業務継続計画の教育、訓練

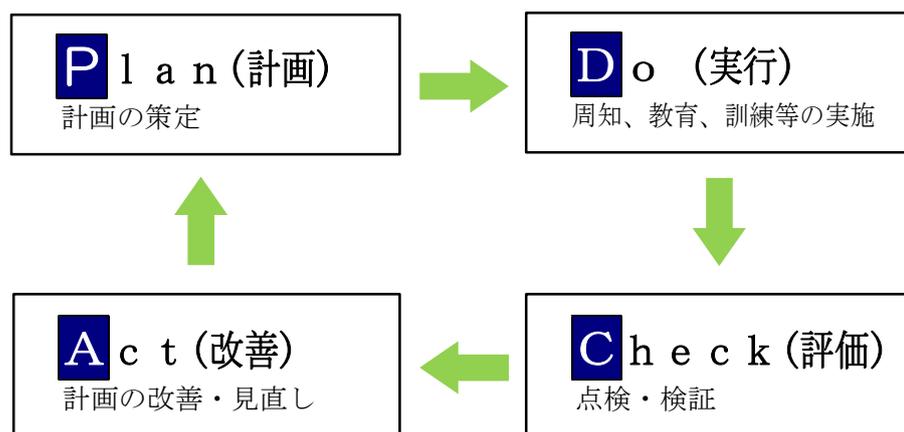
本計画を発動する事象が発生した場合には、全庁的な対応が必要となる。そのため、全職員が業務継続計画の重要性を理解するとともに、各部門、各自の役割を理解することが重要となる。そのためには、定期的な教育、訓練を実施することが必要である。また、電気、水、食料、人員等の必要資源について点検を行い、平常時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。

<教育・訓練の例示>

- ・非常参集訓練
- ・安否確認訓練
- ・非常通信訓練
- ・情報システムバックアップ、復旧訓練
- ・災害対策本部を対象とした机上訓練（図上訓練） など

(2) 業務継続計画の見直し、更新

教育、訓練の実施や、必要資源の点検の結果、問題点が洗い出された場合には、PDCA サイクルに基づき改善策を検討するとともに、その結果を本計画に反映することが、本計画を遂行するための対応力の向上に繋がる。



(3) 業務手順書、マニュアル等の充実

大規模災害時に的確に業務継続を行うには、平常時からの職員の行動意識とともに、非常時優先業務の作業手順を明文化した業務手順書、行動プログラムなど、一人ひとりの具体的な作業手順を記したマニュアルが必要となる。

(4) 指定管理者等への周知と連携

本市庁外施設及びその他設備・施設管理等を行っている指定管理者及び外郭団体並びに事業者等に対して、尾張旭市業務継続計画を周知し、大規模災害時の対応等について事前に決めておく。